

高い税金にお悩みのお客様に朗報!!

「中小企業等経営強化法」対象機種一覧



出力	給油式 レシプロコンプレッサ	無給油式 レシプロコンプレッサ	オイルフリー スクロールコンプレッサ	給油式 スクリーコンプレッサ	無給油式 クローコンプレッサ
1.5kW	-	-	SLP-15EF(D)	-	-
	-	-	SLP-151EF(D)	-	-
2.2kW	TLP22EF-10	TFP22CF-10	SLP-22EF(D)	-	-
	TLP22EF-14	CFP22CF-8.5(D)	SLP-221EF(D)	-	-
	CLP22EF-8.5(D)	-	-	-	-
	CLP22EF-14(D)	-	-	-	-
3.7kW	TLP37EF-10	TFP37CF-10	SLP-37EF	-	-
	TLP37EF-14	CFP37CF-8.5(D)	SLP-37EFD	-	-
	CLP37EF-8.5(D)	-	SLP-371EF	-	-
	CLP37EF-14	-	SLP-371EFD	-	-
	CLP37EF-14D	-	-	-	-
5.5kW	-	-	SLP-55F(D)	-	-
	-	-	SLP-55EF(D)	-	-
	-	-	SLP-551EF(D)	-	-
7.5kW	TLP75EF-10	TFP75CF-10	SLP-75F(D)	-	-
	TLP75EF-14	CFP75CF-8.5(D)	SLP-75EF(D)	-	-
	CLP75EF-8.5	CFP75CF-14D	SLP-751EF(D)	-	-
	CLP75EF-8.5D	-	-	-	-
	CLP75EF-14	-	-	-	-
	CLP75EF-14D	-	-	-	-
11kW	-	-	SLP-110EF(D)	-	-
	-	-	SLP-1101EF(D)	-	-
15kW	-	-	SLP-150EF(D)	LRV-150(D)	-
	-	-	SLP-1501EF(D)	LRL-150(D)	-
22kW	-	-	SLP-220EF(D)	LRV-220(D)	FRV-220
	-	-	SLP-2201EF(D)	LRL-220(D)	-
30~37kW	-	-	SLP-300EF	LRV-370(D)	FRV-370
	-	-	SLP-3001EF	-	-

【注意】①装置単体又は設置工事を含めた1式価格（固定資産登録方法により異なります）は、ユーザーの取得価格で160万円以上、であることが条件となります。

中小企業等経営強化法については裏面をご確認ください。
詳細は弊社支店 / 営業所までお問い合わせください。



アネスト岩田コンプレッサ株式会社

札幌駐在所	TEL 011-831-6141	FAX 011-831-6144	中部支店	TEL 052-412-3221	FAX 052-412-3229
東北営業所	TEL 022-284-1257	FAX 022-284-1268	関西支店	TEL 06-6458-5971	FAX 06-6458-5978
関東支店	TEL 03-5483-5070	FAX 03-5483-5091	福岡営業所	TEL 092-411-1005	FAX 092-471-6528

中小企業等経営強化法による支援の流れ

対象

中小事業者等（資本金もしくは出資金が1億円以下の法人）

適用期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで



STEP 1

経営力向上計画を策定

「経営力向上計画」とは

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。

経営革新等支援機関などがサポート

本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。

計画策定にあたってはお近くの支援機関にご相談ください。

詳しくはこちら



経営強化法 |

検索



詳しくはこちら



経営革新等支援機関 |

検索



※設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。



STEP 2

担当省庁による認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等によって策定した計画を提出し、認定を受けます。提出は郵送でも受け付けています。詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。



STEP 3

取得設備について固定資産税の軽減や、即時償却又は税額控除

新たに取得した一定の設備について支援措置があります。

●固定資産税の特例により、固定資産税が3年間2分の1になります。

機械装置のほか、器具備品や建物附属設備等も対象になります。

●さらに、中小企業経営強化税制（法人税・所得税）の活用により即時償却又は最大で10%の税額控除が可能です。

対象設備：平成31年3月31日までに導入した対象設備

利用できる方：資本金1億円以下の法人、個人事業主など

要件：生産性が年平均1%以上向上する設備であることなど

対象設備
の
拡大

金融支援 以下のような様々な支援が受けられます。

中小企業向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など

中堅企業向け：独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など



STEP 4

経営力の強化を実現

経営力向上計画相談窓口お問合せ先

中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL：03-3501-1957（平日9:30-12:00,13:00-17:00）

詳しくはこちら



経営強化法 |

検索

